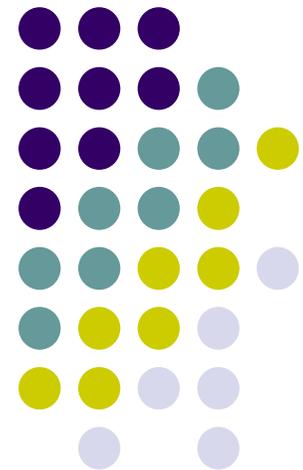


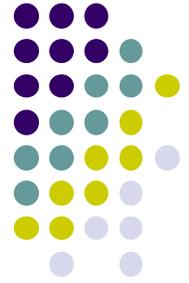
まちづくり基本条例 について

恵庭市企画振興部企画課

恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会



まちづくり基本条例とは？



市民・議会・行政がお互いに情報を共有して、

それぞれの役割と責任を明らかにしながら

協働でまちづくりを進めるための

基本的な理念や決まり(ルール)を定める

条例のこと。

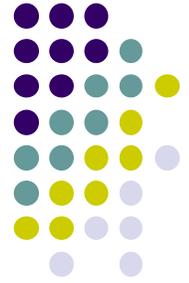


「まちづくり」とは

＜条例第2条第3号＞

施設整備ばかりでなく、愛情と温もりのある家庭、市民団体の自由活発な活動や町内会活動など地域における思いやりや支え合い、家庭や学校と地域が一体となった子育てなど、**市民が快適で幸せに暮らすためのすべての活動**をいいます。

条例制定の背景



1. 地方分権の推進

昔：機関委任事務制度の下、国の機関として事務処理

↓ H12年 地方分権一括法施行

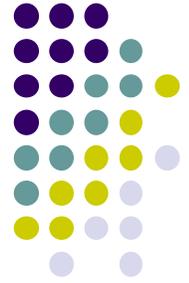
今：自己決定・自己責任による自律的な運営

2. 社会環境の変化

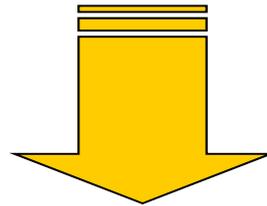
昔：近所のつながりが強く地域課題を解決できた

今：コミュニティーが希薄、地域の問題も高度化

なぜ条例をつくるの？



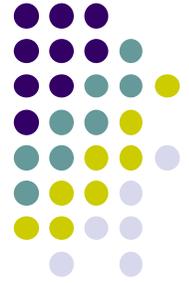
○市では、平成20年2月に「市民と行政の協働のまちづくり指針」を策定



社会情勢をめぐる変化に応じ、新たな地域課題を解決するために、行政と市民が協力できる範囲について、お互いに「協働」したまちづくりを進めていく考えを示したもの。

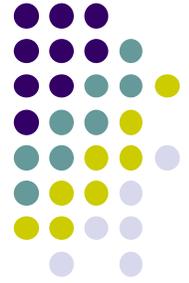
市ではこの指針に基づき、まちづくりを進めてきたが、さらにこの考えを明確にし、また力強く進めるために、「条例」という法形式を用いることにした。

条例づくりに どう取り組んだか(1)

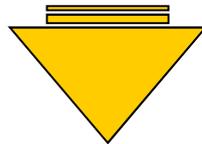


- 平成23年「**恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会**」を設置
- 市民委員会では、**1年7ヶ月**にわたり**27回**の委員会を**を開催**し、条例素案検討
- ワークショップ(意見交換会)やフォーラム(公開討論会)を開催。
- 平成25年3月28日、「**提言書**」を**市長に提出**。
地区説明会、パブリックコメント(意見公募)を実施

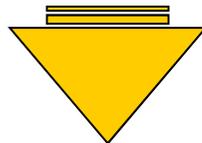
条例づくりに どう取り組んだか(3)



- 恵庭市議会で条例素案について審議(まちづくり基本条例特別委員会)
- 市民からの意見をお伺いする機会の提供
(出前講座)

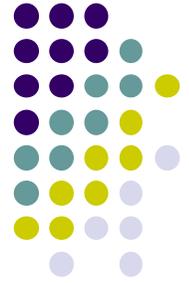


平成25年9月の第3回定例市議会に提案、可決



平成26年1月1日 施行

条例が目指すもの



その趣旨は「前文」で表現されています！

前文では、恵庭の地名である「恵まれた庭」をキーワードに、私たち恵庭市民の願いを実現する手法として、「花のまちづくり」を例に、「協働」によるまちづくりを目指すことを明らかにしている。

前文のイメージとは……？



キーワード
「恵まれた庭」

- ①自然環境 = 澄んだ空気・きれいな水・美しい緑・広がる田園
風景・豊かな食資源
- ②生活環境 = 交通の利便性・きめ細かな子育て支援・行き
届いた読書環境・活発な文化やスポーツ活動

「住みよい環境の中で」

願 い

- ① ふるさとに誇りを持つ 子どもたちを 健やかに育てたい
- ② 誰もが 健康で 安心して暮らしたい
- ③ 仲間がいて 生きがいのある 暮らしをしたい

協 働

- ① 市民と市民のつながり
- ② 市民と行政のつながり
- ③ それぞれが果たすべき 役割と責任の理解
- ④ 市民の手で花のまちを創ったように、自分のことから
積極的に取り組む活動

「花・水・緑 人が支え合う 生活都市 えにわ」が持続的に
発展するための市民自治の確立 = 基本条例制定の意義



条例の構成(1)

- 9章30条で構成。

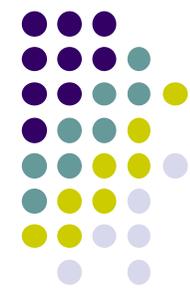
市民、議会、市のそれぞれの役割や責務、協働のまちづくりのための基本原則や、市の行政運営のあり方について記述している。

恵庭市の特徴

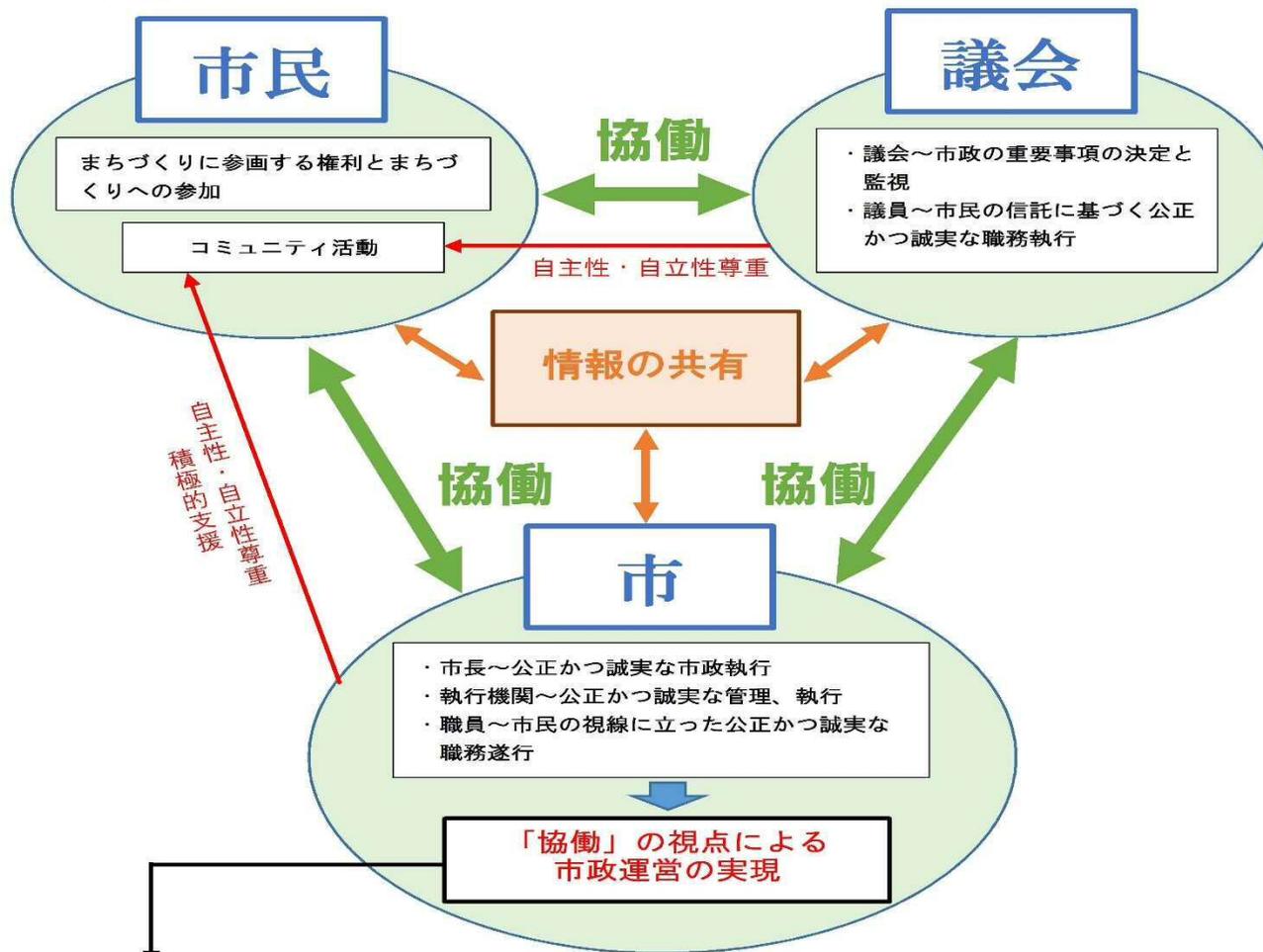
- 前文に歴史観を記述せず、未来志向の観点から簡潔に書き上げたこと
- 「参加」のみならず、政策の企画段階からの「参画」する権利を保障することで市民と一体となったまちづくりを目指していること(第5条)



- 「コミュニティ」の規定をおいたこと、また、町内会などの「地域コミュニティ」がまちづくりに重要な役割を担っていること（第2条第6号、第14条）
- 職員の職務に対する姿勢を文言にあらわしたこと、管理職の規定を置いたこと（第11条）
- 条例の見直しについて、市民が参画する委員会を設置して行うことを明言していること（第30条第2項）

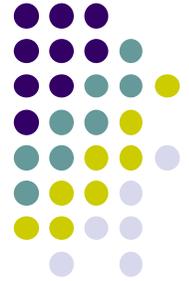


<市民、議会、市の役割と関係性>

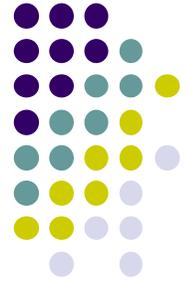


- 【市が行うべき施策】**
- ・まちづくりへの市民参加機会の充実、市民意見の公募、まちづくりに関する情報についての説明責任、情報公開・個人情報保護制度の適正運用
 - ・その他行政運営の適切な執行（総合計画・行政評価・財政運営・組織運営・行政手続・出資団体等・審議会等・安全安心なまちづくり）と国や他の地方公共団体との連携

条例の構成(2)



- 第1章 総則(第1条～第4条)
- 第2章 市民(第5条・第6条)
- 第3章 議会及び議員(第7条・第8条)
- 第4章 市長、執行機関及び職員(第9条～第11条)
- 第5章 協働のまちづくり(第12条～第16条)
- 第6章 情報の共有(第17条～第20条)
- 第7章 行政運営(第21条～第28条)
- 第8章 国、北海道及び他の市町村との連携(第29条)
- 第9章 条例の見直し(第30条)



第1章 総則(第1条—第4条)

- 条例制定の目的と条例で用いる用語の定義 (第1条、第2条)
- 条例の位置づけ (第3条)
⇒まちづくりの基本、条例の趣旨の最大限尊重義務
- まちづくりの基本原則 (第4条)
 - ①まちづくりの協働の原則
 - ②市民のまちづくりに参画する機会の平等な保障
 - ③まちづくりに関する情報の共有



第2章 市民(第5条・第6条)

- 市民の権利 (第5条)
 - ① 自由意思によるまちづくりへの参画の権利
 - ② 市が保有する情報の知る権利
- 市民の役割 (第6条)

互いの尊重・協力によるまちづくりへの参加
(努力義務)

第3章 議会及び議員（第7条・第8条）



- 議会の役割と責務（第7条）
 - ①市の重要事項の決定と市の事務執行の監視、けん制
 - ②調査研究と政策形成・立案機能の充実強化
 - ③市民意見の把握と議会情報の共有化による市民意思の反映

- 議員の責務（第8条）
 - ①公正かつ誠実な職務執行
 - ②政策形成能力の研さんと倫理観と使命感をもった総合的な視点での判断

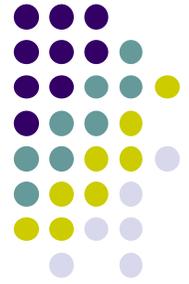
第4章 市長、執行機関及び職員(1) (第9条—第11条)



- 市長の責務(第9条)
 - ① 恵庭の魅力発信と公正かつ誠実な市政執行
 - ② 市民意向把握と合意形成による市政運営
 - ③ 政策形成過程における市民が参画できる場の提供
 - ④ 職員の指導監督・人材育成と効率的で効果的な組織運営
- 執行機関の責務(第10条)

所管事務の公正かつ誠実な管理と執行

第4章 市長、執行機関及び職員(2) (第9条―第11条)



● 職員の責務(第11条)

①職員は、市民と共に考え、市民の気持ちに共感し、市民の視点に立って公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

②職員は、職務の遂行に必要な技術や能力が向上するよう自己研さんに努め、管理職員は、その所属する職員を指導し、育成に努めなければなりません。

③職員は、まちづくりに関する専門的な知識及び能力を十分に発揮し、自らも市民として積極的にまちづくりに参加するものとします。

第5章 協働のまちづくり(1)

(第12条—第16条)



- 市民参加の推進(第12条)
市民参加の推進と市民がまちづくりに参加できる機会の充実
- 協働のまちづくり(第13条)
 - ①市民、議会、市の相互理解と信頼関係にもとづく協働
 - ②市民の経験、知識・創造性を活かしたまちづくり
 - ③市民が自発的に市民活動に取り組めるような環境づくり

第5章 協働のまちづくり(2)

(第12条—第16条)



- コミュニティ(第14条)
 - ①自由なコミュニティ形成と活動
 - ②コミュニティの自主性・自立性の尊重
 - ③コミュニティの形成・活動に対する積極的支援
 - ④地域コミュニティとの協働
- 市民意見の公募(第15条)
 - ①重要な政策決定にあたっての意見公募の実施
 - ②意見に対する意思決定と考えの公表

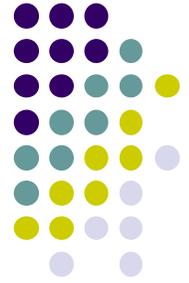
第5章 協働のまちづくり(3) (第12条—第16条)



- 住民投票(第16条)
 - ①住民投票の実施
 - ②選挙権を有する市民の住民投票実施の請求
 - ③住民投票結果の尊重

第6章 情報の共有(1)

(第17条—第20条)



- 情報の共有（第17条）
 - ①市民、議会、市がまちづくりに関する情報を共有
 - ②まちづくりに関する情報の適正管理と積極的な提供
- 説明責任（第18条）

まちづくりに関する情報のわかりやすい説明

第6章 情報の共有(2)

(第17条―第20条)



- 情報公開（第19条）
公文書の公開その他の情報公開の実施
- 個人情報の保護（第20条）
個人情報の適正な取り扱い

第7章 行政運営(1)

(第21条—第28条)



- 総合計画（第21条）
 - ① 総合的かつ計画的な市政運営実現のための基本構想等の策定
 - ② 基本構想の議決
 - ③ 策定にあたっての情報提供と市民参加
 - ④ 達成状況などに係る進行状況の公表
 - ⑤ 他の計画との整合性

第7章 行政運営(2)

(第21条—第28条)



- 行政評価（第22条）
 - ① 効率的・効果的な事務執行のための行政評価の実施
 - ② 評価結果の公表と行政運営への反映
- 財政運営（第23条）
 - ① 中長期的な視点に立った健全な財政運営
 - ② 総合計画との整合性や行政評価結果を踏まえた財源の効率的・効果的な活用
 - ③ 財政状況に関する情報の公表

第7章 行政運営(3)

(第17条—第28条)



- 組織運営（第24条）
 - ① 機能的な組織の編成
 - ② 市の組織内における連携の緊密化と迅速・柔軟な業務遂行
- 行政手続（第25条）

行政運営の公正性の確保と市民の権利利益保護のための行政手続に関する共通事項の策定
- 出資団体等（第26条）
 - ① 出資団体等に関する出資等の状況の公表
 - ② 出資団体等や指定管理者が行う業務に対する指導・助言

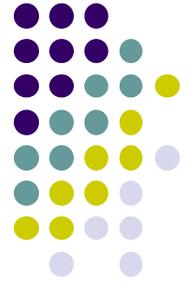
第7章 行政運営(4)

(第17条—第28条)



- 審議会等（第27条）
 - ① 公募委員の参加等市民が幅広く参画できるための配慮
 - ② 審議会等のあり方検討
- 安全で安心なまちづくり（第28条）
 - ① 地域における安全意識の高揚と自主的活動促進
 - ・ 生活環境整備
 - ② 危機管理体制の整備と災害に強いまちづくり

第8章 国、北海道及び他の市町村との連携（第29条）



- 国、北海道及び他の市町村との連携
 - ① 国・北海道との連携
 - ② 他の市町村との連携・協力関係の構築と共通課題の解決

第9章 条例の見直し（第30条）



- 条例の見直し
 - ① 5年を超えない期間ごとの見直しの検討
 - ② 検討等にあたっての市民委員会の組織化
 - ③ 検討等の結果の公表



条例の見直し(1)

- 条例の見直し(第30条)
 - ① 5年を超えない期間ごとの見直しの検討
 - ② 検討等にあたっての市民委員会の組織化
 - ③ 検討等の結果の公表
- 平成30年4月、有識者として北海学園大学の教授をアドバイザーに迎え、制定時公募委員5名と新規公募市民2名、市職員3名で構成する市民委員会として「恵庭まちづくり基本条例市民検討委員会」を設置



条例の見直し(2)

- 市民委員会では、平成30年4月から9月に8回の委員会の他、市民との意見交換会を開催し、4つの重点項目に基づき、検証。
- 平成30年9月3日、「恵庭市まちづくり基本条例検証報告書」を市長に提出。
- 条例の精神が市の施策、職員の意識、議会活動に着実に浸透しており、現行の条例の見直すべき情勢の変化もなし。



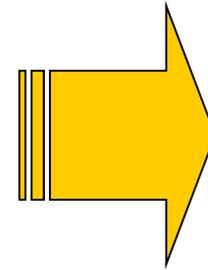
条例の見直し(3)

- 市民委員会の報告に基づき、「恵庭市まちづくり基本条例庁内推進委員会」により検証(9月～11月に3度の会議)
- 「**恵庭市まちづくり基本条例の見直しに関する報告書**」を作成し、総務文教常任委員会報告後、平成30年12月25日に市民公表。
- 条文の見直しは行わない。今後の市の取組みの方向性をまとめたもの。

この10年での変化...



項目	平成25年	令和3年
人口	68, 876人	70, 153人
出生数	510人	467人
転入者	2, 956人	3, 317人
転出者	3, 159人	3, 028人
0～14歳人口	9, 308人	8, 741人
15～64歳人口	43, 762人	41, 577人
65歳以上人口	15, 806人	19, 835人
工場出荷額	3億5844万円 ※1日あたり	4億4036万円 ※1日あたり



この10年での変化... (2)



年	出来事
平成25年	恵庭市人とまちを育む読書条例制定 (4月1日)
平成26年	恵庭市まちづくり基本条例 施行(1月1日)
	北海道文教大学と包括連携協定締結(8月28日)
	恵庭市スポーツ振興まちづくり条例施行(11月28日)
平成27年	恵庭駅西口再開発ビル「いざりえ」とJR恵庭駅西口自由通路を結ぶ空中歩廊が完成(3月23日)
	恵庭市市民活動センターがオープン(4月1日)
	ジャック・オー・ランタンを2015個並べ、ギネス世界記録樹立(10月31日)
平成28年	静岡県藤枝市と友好都市提携協定締結(3月26日)
	生涯学習施設かしわのもりオープン(9月10日)
平成29年	地球温暖化対策「COOL CHOICE」を宣言(3月24日)

この10年での変化... (3)



年	出来事
平成30年	公共と民間の複合施設アルファコート緑と語らいの広場『えにあす』がオープン(4月1日)
	北海道胆振東部地震が発生。恵庭市で震度5強を観測。市内全域が停電となった(9月6日)
令和元年	千歳市と恵庭市で連携施策の充実拡大に関する覚書締結(8月30日)
	人口7万人到達(9月30日)
令和2年	国内で初めて新型コロナウイルス感染者が確認(1月28日)
	道と川の駅「花ロードえにわ」がリニューアルオープン(3月12日)
	市制施行50周年記念式典挙行(11月1日)
	花の拠点「はなふる」オープン式典を挙行(11月11日)

この10年での変化... (4)



年	出来事
令和3年	札幌から移転した北海道文教大附属高校の開校式(4月8日)
	市制施行50周年記念フォーラム開催(7月10-11日)
	東京オリンピック競歩に出場のグアテマラ競歩選手団が恵庭市に到着(7月23日)
令和4年	発達した低気圧の影響で大雪。島松では最深積雪量が過去最多の154センチを記録。(2月22日～24日)
	「新恵庭市史」が販売開始(6月1日)
	恵庭市公式アプリ「えにわか」運用開始(6月15日)
	市議会終了後の定例記者会見で、原田市長が「ゼロカーボンシティ」を目指すとした脱炭素宣言(6月22日)
	全国都市緑化北海道フェア「ガーデンフェスタ北海道2022」開催。期間中、約34万人が来場。(6月25日～7月24日)

これから予想される変化...



- ガーデンフェスタを契機とした花のまちづくりの更なる定着



- コロナ禍での人と人とのつながりの重要性の再認識



千歳市
City of Chitose

- 千歳市や札幌圏などとの連携・広域行政の推進

これから予想される変化...(2)



- 市制施行50周年での恵庭宣言(共生のまちづくり)



- ゼロカーボン宣言



- 行政のデジタル(DX)化



条例の周知

広報活動が重要

- 市広報誌掲載
 - 市ホームページ掲載
 - パンフレット配布
 - 新人職員研修
 - 小学校の副読本に掲載
- ・・・など

